

1965年体制について考える

その成立から動揺へ

木村 幹

(神戸大学)

はじめに

「日韓関係が過去最悪の状態に」。『朝日新聞』の記事データベースによれば、同紙がこの表現を最初に用いたのは2013年のことである⁽¹⁾。朴槿恵政権が成立し、日本側に慰安婦問題での譲歩を求めて、首脳会談を拒否するなど、日韓関係が悪化した当時がこれに当たる。前年には李明博大統領による竹島／独島上陸と天皇への謝罪を求める発言が行われ、日本における韓国への感情が急速に悪化していた頃のことである。

そして不幸なことに、この「日韓関係が過去最悪の状態に」という表現はその後幾度も使われることになった⁽²⁾。言うまでもなく、2018年後半以降、韓国から歴史認識問題に関わる様々な問題が提起され、これにより日本の世論は大きく、そして繰り返し刺激されることとなったからである。そして、この点においてとりわけ大きな役割を果たしたのが、2018年10月30日に韓国大法院によって出された元徴用工問題に関わる判決⁽³⁾であった⁽⁴⁾。大法院はこの判決で、いわゆる「植民地支配違法論」の立場から、戦時の朝鮮半島からの労働者動員の「違法性」を認め、この「違法性」を根拠に元徴用工等の「慰謝料請求権」を認定した。大法院によれば、1965年の日韓基本条約及び付属協定を結ぶまでの外交交渉において日本政府は、自らの植民地支配の違法性を認定しておらず、それゆえにこの交渉の結果結ばれた「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下『請求権協定』と略称）」には植民地支配の違法性を前提として認められる「慰謝料請求権」は当然含ま

れていない、とされた。まさに「請求権協定」、さらにはそれにより支えられた日韓基本条約とその付属協定を迂回して個々人の請求権を認める議論であり、この判決が日韓関係の基礎になる、脱植民地化過程に関わる共通理解に与えた破壊力は絶大であったといえる⁽⁵⁾。

それでは1965年の成立以降、今日の日韓関係を支えた体制はそもそもどんな体制であり、どうしてこの体制はこのような事態に立ち至ってしまったのだろうか⁽⁶⁾。本稿ではこの問題について、主としてこれを支えた政治的構造的変化に着目しつつ、1945年の第二次世界大戦終焉から今日までの状況について簡単に整理してみることとしたい。

1. 異なるイデオロギーにより生み出された日本と韓国

第二次世界大戦後の日韓両国関係の出発点は、第二次世界大戦における日本の敗戦にある⁽⁷⁾。すなわち、これによりそれまで日本の植民地支配下に置かれてきた朝鮮半島は、日本本土から切り離されその関係をどう構築すべきかが模索されるようになったからである。

しかし、ここにおいて重要なのは、日韓両国のその後の行方が、第二次世界大戦による日本の敗戦という共通の出発点から開始されると同時に、その後全く異なる国際政治的文脈の中で展開されていったことである。

この点についてまず日本の側から見てみるなら次のようになる。よく知られているように、第二次世界大戦の敗北後、日本はアメリカを中心とする連合国の占領下に置かれることとなり、この連

合国の指導下により、政治・社会・経済の全てにかかる大規模な改革が行われた。改革の目的は、巨大な戦禍をもたらした第二次世界大戦勃発の主要な原因の一つを作り出した日本を、再び国際秩序を乱す脅威とならないように作り変えることであり、この目的のために大きく二つの方向で改革が行われた⁽⁸⁾。すなわち、第一は日本社会の全面的な民主化である。当時の連合国は日本が戦争へと導かれた原因の主要な一部が、その軍部を中心とする一部の勢力により主導される非民主主義的な体制にあると考えており、ゆえにこの体制を民主化することで、日本が将来再び大きな軍事的脅威となることを防ぐことができると考えた。言い換えるなら、連合国は民主化により日本が戦争への「意思」を持つことを妨げることで、再び軍事的脅威となることを防ごうとした試みだといえた。

しかし、「意思」を持つことを妨げるだけでは、ある国が再び軍事的脅威へと浮上することを完全に防ぐことは不可能である。なぜなら、まさに1920年代から30年代のドイツや日本が示したように、一旦築き上げられた民主主義的な体制も、いつ何時崩壊し、その機能を停止するかわからないからである。だからこそ、連合国はさらに進んで、日本の物理的な戦争遂行能力つまり軍事力そのもの一をも奪おうとした。それこそが、新たな憲法体制の柱の一つとして埋め込まれた「平和主義」であり、その下での「国際紛争を解決する手段」としての戦力・交戦権の放棄に他ならなかった。言うまでもなく、この民主主義と平和主義を束ねる存在として定められたのが日本国憲法であり、これにより戦後の日本は民主主義と平和主義の国として「生まれ変わった」ものとされた。

しかし、日本が連合国による「民主主義」と「平和主義」を軸とする改革の下に置かれていた頃、朝鮮半島では全く異なる事態が進行していた。重要なことは、第二次世界大戦後の朝鮮半島が同じ連合国の占領下でありながらも、日本とは全く異なる方向へと導かれていったことである。言い換えるなら日本本土で進行していた「民主主義」と「平和主義」を軸とする改革は、朝鮮半島では展開されなかった。周知のように、第二次世界大戦

終焉直後の連合国による朝鮮半島に対する基本方針は国際連合による信託統治であり、その実施を前提として、当座の便宜的な軍事占領ラインとして設定された北緯38度線が、朝鮮半島の南北をわかつものとして、終戦前に慌ただしく決定された。日本本土に対する占領政策が、アメリカを中心とする連合国により長い時間をかけて入念に練り上げられてきた構想の産物であったものであったのとは対照的に、朝鮮半島を南北に分けて占領した米ソ両超大国は、この地域をいかにして統治し、そこにどのような政治・社会・経済体制を作りあげるかについての具体的な構想を、ほとんど何も有していなかった(Oh 2002、Cumings 1981)。

だからこそ、連合国による朝鮮半島支配は一貫性を欠く行き当たりばったりのものになり、朝鮮半島、とりわけアメリカが占領の責を担った朝鮮半島南半は大きく混乱することを余儀なくされた。朝鮮半島の南北を軍事占領する米ソ両超大国が対立を深める中、当初は暫定的な軍事分割ラインにすぎなかった北緯38度線はいつしか、実質的な政治的境界線として現れた。そして、1948年、この38度線を挟んで朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国という二つの国家が生み出されることとなった。

こうして見た時に明らかなのは、第二次世界大戦後の日韓両国が全く異なるイデオロギーの下に生み出された、ということである。すなわち、戦後の日本を生み出したのは、アメリカを中心とした連合国の「反ファシズム」的なイデオロギーであり、そこではドイツや日本といった「ファシスト国家」枢軸国陣営と「民主主義」連合国陣営の対立が強く意識されていた。

戦後の日本がこのような連合国の「戦時中のイデオロギー」の産物であったとするならば、戦後に建国された韓国を生み出したのは、第二次世界大戦後に急速に現実のものとなった「冷戦期のイデオロギー」に他ならなかった。だからこそ、この両者においては、新たに出発した自らの体制を説明する「言葉」にも違いがあった。

言うまでもなく、戦後の日本において新たな体制を象徴する語として多用されたのは、「民主主

義」という用語であり、その反対概念として念頭に置かれたのは、戦前の「非民主主義的」な体制に他ならなかった。これに対して、韓国で自らの体制を説明する語として多用されたのは、「民主主義」よりも「自由主義」という言葉であった⁹⁾。言うまでもなく、この「自由主義」は、北朝鮮の「共産主義」と対比される概念であり、それ故にそこでは強い「反共主義」的要素が込められることとなった。

第二次世界大戦後に日韓両国の体制をわかつもう一つの「言葉」の上での違いは、「民族主義」の扱いであった。つまり、第二次世界大戦直後の日本では、「民族主義」は自国を愚かな戦争に導いた要素の一つであるとして認識され、その強調が憚られる状況が存在した。これに対して、この時期世界各地に成立した「新興独立国」の一つであった韓国では、「民族主義」には積極的な意味が与えられた。

そして韓国においては「民族主義」は「反共主義」と共鳴する要素をも有していた（チョンジェホ 2011; 2013、キムスジャ 2005、チスゴル 2017）。分断国家として成立した韓国は、北朝鮮との体制競争を強いられる状況に置かれていた。簡単に言えば、そこにおいては「民族主義」は「自由主義」と並んで、北朝鮮の「共産主義」に対抗するロジックとして用いられたからである。すなわち、階級史観に支えられ「万国の労働者」の団結を主張する「共産主義」は、民族の団結を妨げるものであり、結果として、ソ連を中心とする大国の利益に資するものであるというのである。

重要なことは、狭い玄界灘を挟んで向かい合う日韓両国が、戦時下の連合国の戦後構想と、戦後に急速に進行した冷戦化の現実という全く異なる文脈から生み出されたことであった。そして、そのことは当然、両者の「協働」を困難なもの足らしめることとなった。次にその点について見てみることにしよう。

2. 冷戦体制に向けた日本の調整

第二次世界大戦後の世界では、一方で勝者である連合国による、かつての敵国である枢軸国の改

革が進み、同時に他方では米ソ両超大国による冷戦体制への移行が急速に進むこととなった。日韓両国の例からも明らかのように、戦争直後の状況においては急速な冷戦体制への移行は必ずしも十分に予見されたものではなく、だからこそ世界各地ではこの新たな体制に向けての調整作業が慌ただしく行われることとなった。

例えばそれを西欧諸国の例に見るなら次のようなものであった。まず各国の国内において重要であったのは、自らの国内的体制を冷戦体制に適合的なものへと変えることであった。ここにおいて重要であったのは、自由で民主主義的な体制を維持しつつ、しかも、自らが安定的に「自由主義陣営」に留まることができる状態を築き上げることに他ならなかった。当然のことながら、ここで大きな焦点となったのは、第二次世界大戦以前から西欧諸国に存在した社会主義、あるいは共産主義政党の存在であった。なぜなら彼らがその体制において大きな力を持ち、さらにはこの冷戦体制下における「自由主義陣営」からの離脱を主張するなら、選挙のたびにこれら諸国は対立する東西陣営の間をゆれ動き、結果、極めて不安定な国際情勢がもたらされることになるからである。

だからこそ、冷戦勃発後の西欧諸国では、かつての左翼政党がソ連共産党と一線を画す路線を選択する「社会民主主義政党化」が進行した（Ettore 2018）。彼らは同時に、アメリカとの同盟をも認容し、これにより自由で民主主義的な選挙を行い左翼政党が勝利しても、各国が安定して「自由主義陣営」に留まることのできる状態が出現した。

とはいえ、その中にはさらに特殊な事情を抱える国もあった。すなわち、連合国の占領下に置かれ「民主主義的」な改革が行われたドイツである。潜在的に大きな国力を持つドイツが、冷戦体制においてどのように位置付けられるかは重要な問題であり、結局、この問題は1955年、西ドイツが主権を回復し、再軍備が認められた上でNATOに加入することで解決することとなっている（Goldberg 2017）。

重要なのは、こうして各国において、冷戦勃発直後からしばらくの間、この新たな体制に向けての調整作業が行われたことであり、これにより各

国の東西両陣営間での位置が決まることにより、安定的な国際的秩序が構築された。そして本稿において重要なのは、このような冷戦体制における各国の位置付けの安定化が、同じ陣営内部に所属する各国が互いに良好な関係を築き上げる上でも重要であったことである。例えばそのことは、西欧においては、時に安全保障面での基軸である NATO と並ぶ「冷戦下の双子」と称される後の EU の成立へ向けての各国の経済的協力関係の強化として現れた。当時の状況においては、体制を異にする東西両陣営に属する国家同士が、密接な経済的協力関係を取り結ぶことは不可能だったから、ここでも各国の東西両陣営における国際的位置の確定がいかに重要であったかを知ることができる。

そして当然のことながら、同様の調整は北東アジア、つまり日韓の間でも行われなければならない。そしてここにおいてとりわけ大きな調整が必要であったのは日本であった。なぜなら分断国家として生み出された韓国はそれ自身が冷戦体制の産物であり、「自由主義陣営」の外へと出る余地は最初から事実上、存在しなかったからである。当時の「反共主義」的な韓国では共産主義運動はもちろん、社会主義運動も厳しく抑圧され、アメリカとの同盟関係について異論を挟むことなど不可能であった。

しかし、日本の状況はこれとは全く異なっていた。「自由主義陣営」の一員としての自覚を強く持ち、また、植民地支配の清算を求める「民族主義」に支えられた韓国から見れば、「平和主義」の美名の下、安全保障上の負担を軽減されたまま戦後復興へと進む日本の姿は、冷戦体制下において当然負うべき負担を狡猾に回避し、自らのみ経済的利益を貪るものにも見えた。日本国内における活発な社会主義運動や共産主義運動は、それが朝鮮戦争さらには権威主義的性格を強める李承晩政権への反対運動をも伴ったことも相まって、「自由主義陣営」の最前線で戦う韓国への妨害だと見なされていた（尹錫貞 2017）。加えて韓国から見れば、「平和主義」を標榜しつつも、植民地支配や自らが招いた戦争に対する責任と向き合おうとしない日本の姿勢は不誠実にも見えた⁽¹⁰⁾。

そしてこのような韓国の不満には一定の根拠も

あった。例えば、1950 年代前半に首相の座を占めた吉田茂は、多大な経済的負担を伴う日韓国交正常化に対して消極的であった。併せて吉田は彼自身、「日本が韓国の経済発展と民政向上に致した寄与は、公正にこれを評価すべき」（金斗昇 2008: 61）であると認識しており、韓国側が求める植民地支配を清算するための補償にも消極的な姿勢を見せていた。1950 年代前半、戦後復興を開始したばかりの日本にとって、朝鮮戦争下の戦乱状態にある韓国との関係回復は、まだ急ぐべき課題だとは認識されていなかった。

このような吉田政権の姿勢は周知のように、1953 年、日本側首席代表であった外務省参与の久保田貫一郎による「（日本は）対韓請求権は放棄していない」という発言により明瞭化し、日韓両国の交渉は停滞することとなる⁽¹¹⁾。

しかし、このような日韓両国の立場の乖離は、冷戦体制において「社会主義陣営」と向かい合うアメリカにとっては負担であり、アメリカは日韓両国に繰り返し国交正常化に向けた圧力をかけていくことになる。それではこの問題はどのようにして解決されたのだろうか。次にこの点について改めて簡単に確認して見てみることにしよう。

3. 日韓基本条約体制の成立

狭い玄界灘を挟んで向かい合う日韓両国は戦時下の理想主義と、冷戦体制下の現実という異なる文脈から生み出された。冷戦体制の最前線に位置する韓国との関係に、1950 年代前半の日本は積極的な意味合いを見出せない一方で、「民主主義」と「平和主義」という美名の下、自らの負担を回避しようとする日本に対して「反共主義」的で「民族主義」的な韓国の苛立ちは高まった。

しかし、このような状況は 1950 年代後半以降、急速に解消されていくこととなった。その一つの理由は、日本側の冷戦体制への適応が急速に進んだことにある。日本の国内における調整で最初に重要なのは、1955 年における自由民主党の結成と左右社会党の統合、つまり「55 年体制」の成立であった。とはいえ、この「55 年体制」の意味合いは、同時期に成立した西欧諸国における保

守主義政党と社会民主主義政党との競争に支えられた体制とは異なった。なぜなら、西欧諸国における社会民主主義政党の多くが、冷戦体制下において「自由主義陣営」に留まることを明確化していたのに対し、日本における「55年体制」を構成する一方の軸である社会党は一貫して非武装中立路線、つまり、冷戦体制において、東西両陣営のどちらにも所属しない姿勢を維持したからである。この社会党の「民主主義」的体制における勝利、つまり選挙による政権交代の可能性と結果としての日本の中立化への懸念は、その後もアメリカにとって冷戦体制下の日本にまつわる最大の不安要因として現れることとなった。

だからこそ、日本において重要なのは「55年体制」が「自社二大政党制」としてではなく、自民党が社会党に大きく優位する「一と二分の一大政党制⁽¹²⁾」として作り上げられたことであり、また、これによりその後長期にわたって続くことになる、自民党による一党優位が確立したことであった。つまり、この自民党による一党優位体制の確立により、日本が冷戦体制下、競争的な民主主義体制を維持しつつも「自由主義陣営」に留まることが確定的なものとなり、これにより同じく「自由主義陣営」に属する周辺諸国との安定的な関係を取り結ぶことが可能になったわけである。

他方、日本の冷戦体制下の位置付けにおいても一つ重要なのは、その安全保障上の役割の確定であった。言うまでもなく、ここにおいて重要であったのは、1951年における警察予備隊の設立以降の再軍備に向けての動きと、日米安全保障条約の締結に他ならなかった。とはいえ、ここで大きな問題が一つ存在した。それはかつて日本の植民地支配や侵略を経験した諸国が必ずしも日本の再軍備を歓迎しなかったことである⁽¹³⁾。だからこそ、日本の再軍備よりも、日本がアメリカに対して従属的な同盟国であることを確定させた日米安全保障条約の方が日本と日本の周辺諸国との関係を考える上では重要であった。なぜなら日本がアメリカに対する軍事的従属関係にある限り、周辺諸国は日本が再び自らに対する脅威となることを恐れる必要は存在しなかったからである。

とはいえ、自民党の一党優位にせよ、また日米

安全保障条約上の日本のアメリカに対する従属的な地位にせよ、その意味が誰の目にも明らかになるまでには、一定の期間が必要であった。第一に重要なのは社会党の勢力停滞が明らかになることであった。1955年の左右統合直後、勢力の伸長が予想された社会党は、統合後最初に行われた1958年総選挙にて伸び悩み、安保紛争直後の興奮の中行われた1960年総選挙では逆に大幅に勢力を後退させた。こうして選挙を経るたびに「55年体制」における自社両党の力の差は明らかとなり、社会党による政権獲得と、それによる日本の「中立化」への懸念⁽¹⁴⁾は、誰の目にも現実味を失うシナリオになっていった。

他方、日米安全保障条約をめぐる状況も重要であった。注目すべきは当時の日本による冷戦下における、限定されたものではありながらも活発な独自外交への動きであり、またこの下で冷戦体制下の日本の役割についての活発な議論が続けられていたことである⁽¹⁵⁾。とりわけ1950年代、公職追放が解けて政界に復帰した鳩山一郎や岸信介が政権を握るようになると、日本政府はアメリカとの関係を慎重に配慮しつつも、独自の外交的地平の開拓を目指すこととなる⁽¹⁶⁾。

しかし、このような状況は1960年に入ると大きな転換点に直面する。1960年の安保紛争とその中での新安保条約の成立は、冷戦体制下における日本の国際的地位をめぐる最大の焦点であった、日米安全保障条約をめぐる議論の頂点であり、また一面では終着点であったと言える。独自外交を志向した岸信介（権容爽 2008）は、新安保条約成立の見返りに政権を去り、代わって首相となった池田勇人は安保紛争で傷ついた日本の国際的信用を回復すべく、アメリカとの関係改善に力を注いだ⁽¹⁷⁾。

今日の観点から見て池田政権による外交展開過程は、これまで様々な可能性を秘めていた冷戦下の日米両国の関係が、日本がアメリカに対する従属的なジュニアパートナーへと集約していく過程を意味していたように見える。すでに述べたように、当時のアメリカは安保紛争の混乱を見て、日本の行く末、とりわけ将来の「中立化」の危険性を憂慮しており、池田にはこの懸念を解くために

も、アメリカの極東戦略に積極的に協力する必要があった（吉次 2009）。そしてそこで池田がアメリカから与えられた日本の役割は、特異なものだった。すなわち、日本が担うこととなったのは、例えば西ドイツのように独自の比較的大きな軍事力を持って「社会主義陣営」の脅威に共に直接備えることではなく、アメリカ軍の活動基盤としての在日米軍基地を提供すると同時に、政治・経済双方の面で不安定な、この地域における他の「自由主義陣営」諸国を、経済的に支援することであったからである（吉次 2009）。

そして、このような日本が経済的に支援すべき国としてアメリカが筆頭に挙げたのが、韓国だった。すなわち、1961年6月、自身初の訪米を果たした池田は、同年1月に就任したばかりのケネディ大統領から、韓国との国交正常化に尽力することを依頼された。ケネディはインドシナ情勢が激化する中、アメリカにとって重荷になりつつあった韓国への支援を、経済復興を遂げつつあった日本に肩代わりさせようとしたわけである。このケネディの依頼に対して池田は、帰国後の記者会見にて「韓国側が希望するならこれを受け入れる準備がある」旨の発言を行い、日韓交渉は一挙に動き出すことになる⁽¹⁸⁾。

とはいえここで興味深い事実がある。それは停滞していた日韓交渉を大きく動かし、1965年における日韓基本条約及びその付属協定の締結に至るまでの最大の懸案であった植民地支配に対する補償をめぐる問題解決の素地となった、1962年の「金・大平メモ」で知られる基本合意までの過程を導いた池田が、実はその就任の時点では日韓関係の修復に決して積極的ではなかったことである（倪志敏 2004）。すなわち、就任当初の池田は、当時の日本のアジア外交における二大懸案であった中国と韓国との関係改善のうち、韓国との関係よりも、中国との関係の改善に重きを置いていたことになる。

もちろん、池田には韓国との関係を中国に比して優先しない理由があった。第一は「所得倍増計画」を掲げて経済中心主義を標榜する池田にとって、韓国との関係改善がその成功に大きく寄与するものだと考えられていなかったことである。

これに対して、中国との関係は、たとえ国交正常化にまでは至らずとも、貿易関係の回復と拡大だけでも大きな経済的成果が予測されており、池田はこの日中関係を先ず改善することにより、自らの望む日本経済の成長のエンジンの一つにしようと考えていた。

加えて、混乱する韓国の状況があった。池田が首相に就任した1960年7月は、同年4月に李承晩政権が崩壊してわずか3か月後に当たっており、韓国では政権を獲得した民主党内の二つの派閥、つまり、新派と旧派⁽¹⁹⁾が激しい政治的闘争を展開する混乱期に当たっていた。翌1961年5月には朴正熙らによる軍事クーデタが勃発し、結果、民主党政権下で再開されていた日韓交渉も再度途絶することとなっていた。クーデタ直後の状況で、池田と日本政府は新たに成立した軍事政権の行方を大きな懸念を持って見守っており、この新政権との積極的關係を持つことを躊躇する状態にあった。

しかし、このような韓国との関係改善に消極的であった池田の姿勢は、先に紹介した、この朴正熙らの軍事クーデタからわずか1か月に行われた訪米にて一変した。そして1961年11月には朴正熙自らが非公式の来日を果たし、池田との直接会談にて、日韓両国の最大懸案であった「請求権」をめぐる問題の解決への道筋をつけることになる（金斗登 2008）。すなわち、朴正熙と池田は植民地支配に対する補償問題を賠償的性格のものとしてではなく、法的根拠のあるもののみに限ること、そして、これを超える部分については「経済協力」方式で解決することで合意したのである。そしてこの合意を基本として、1962年10月、大平正芳外相と金鍾泌中央情報部長による会談が行われ、翌11月、金・大平メモとして知られる「無償3億ドル、有償2億ドル、民間借款1億ドル以上」での妥結案が策定される。日韓両国に残ったのは、後は詳細を詰めてから、両国国内の情勢を見極めて、条約を正式に締結するタイミングを計ることだけだった。

しかし、池田を日韓基本条約とその付属協定の妥結に向けて動かしたのは、アメリカの圧力だけではなかった。それはこの時点の日本国内に「親

韓派」と呼ばれる人脈が急速に作り上げられていったことである。例えば、読売新聞は1961年5月1日、この時期に新たに登場した「親韓派」について次のように報じている⁽²⁰⁾。

すなわち李承晩時代から韓国と特殊な関係を持っていた“コーリアン・ロビー”といわれる親韓派の船田中、石井光次郎氏ら、外交調査会の日韓問題小委員会を足場に接近をはかる“新親韓派”ともいべき北沢直吉、野田卯一、田中竜夫、大石武一らのグループ、それに最近になって妥結を唱え始めた岸信介、賀屋興宣ら実力者たち——この三グループが期せずして早期妥結に動き始め、岸、石井、船田、田中、北沢、野田、大石らが“大同団結”して積極行動に乗り出し、訪韓議員団の派遣など具体策に乗り出した。これらの動きの背後には児玉誉士夫、矢次一夫氏らの政界“黒幕”のあっせん工作もあった。

ここで注意しなければならないのは、この日本国内の「親韓派」が一樣な人々から構成されていたわけではなかった、ということである⁽²¹⁾。例えば、「親韓派」の大立者の一人として知られた大石武一は軍縮や平和運動に熱心な「ハト派」の代表的論客として知られており、例えば岸や賀屋のような「反共主義」を全面に押し出す人々とは毛色を大きく異にしていた。この点について、読売新聞は次のように述べている⁽²²⁾。

「親韓派」は主として自民党の右派と財界の中にいる。その立場も、反共右翼思想からでもそのから日韓経済関係の中で利益をむさぼることを動機とするもの、また、かつての対韓圧政のしょく罪意識から純粋に日韓友好を図ろうとする人々まで、幅が広い。

彼らが単なる「反共主義者」ではなかったことは、通常、「親韓派」の中心的人物として知られる岸が、この時点では「最近になって」日韓国交正常化「妥結を唱え始めた」人物の一人として認識されていることからわかる。自らの首相在任

時に韓国との関係改善に意欲を見せていた岸が、この時点で「新たな親韓派」として名を連ねられているのは、あるいは、この時期の彼が急速に「反共主義」的な性格を増していったからかもしれない。首相在任時、韓国のみならず中国との経済関係拡大にも意欲を見せていた岸は自らの首相退任後、逆に「中国敵視」政策の代表的な人物として知られるようになっていく（権容爽 2008）。

そしてそのことは言い換えるなら、1960年前後のこの時期がこれら「新台湾派」の性格をも同時に兼ねる、「反共主義」的な「親韓派」の本格的な形成期に当たっていたことを意味している。すなわち、これ以降の日本のアジア外交は、韓国や台湾との関係を重視する「親韓／台湾派」と、中国との国交回復に強い意欲を持つ「親中派」との対立により彩られつつ、展開されていくことになるのである。

ともあれ本稿において重要なのは、こうして冷戦体制下、アメリカからの圧力と自民党内部の「反共主義」的な人脈により、支えられる形で日韓基本条約とそれに支えられる体制が形作られていった、ことである。言うまでもなく、1964年、池田の後を追って首相に就任した佐藤栄作や、日韓基本条約締結時の外相であった椎名悦三郎もまた、これらの「親韓派」の人脈に連なる人物であり、その下で、日韓の協力関係が構築されていくこととなった。

4. 冷戦崩壊とその影響

重要なことは、日韓基本条約が基本的に冷戦的秩序の産物であったということであり、だからこそその体制は二つのものに支えられていたということである。一つ目は、冷戦下における北東アジアの主たる同盟国である日本と韓国の良好な関係を求めるアメリカのコミットメントであった。この時期のアメリカは、植民地支配や領土問題をめぐる潜在的な対立要素を持つ日韓両国を陰に陽に交渉へと駆り立て、日韓基本条約の成立へと導いて行つた。

二つ目は、日韓両国において、等しく冷戦的価値観を共有する人々が存在することであった。そ

れはすなわち韓国においては、朴正熙から全斗煥へと受け継がれた権威主義的政権を支えた人々であり、日本においては1960年前後に明瞭な形を持つようになった「親韓派」あるいは「新台湾派」と呼ばれた人々であった。「反共主義」的なイデオロギーを共有する両者は、互いに協力しながら冷戦体制下の日韓関係を支えていくことになった。

そしてそのことはすなわち、この当時の「日韓友好」の担い手が、例えば90年代以降に現れたリベラルな傾きを持った「日韓友好」の担い手とは全く異なる種類の人々であったことを意味していた。否、60年代から70年代の状況は90年代以降とは正反対とすらいえた。なぜなら、この時点では「反共主義」的なイデオロギー傾向を持ち、日韓両国政府に近い人々が日韓基本条約とその付属協定により作り上げられた関係を支える役割を果たしたのに対し、両国政府に対抗し、権威主義的な韓国の体制の民主化を求める人々は、「反共主義的な韓国の軍事政権」と「右翼親韓派政治家」との間の連携を「日韓癒着」として糾弾する側に回っていたからである⁽²³⁾。

だからこそ、日韓基本条約とそれに支えられた日韓両国の関係は、両者を生み出した冷戦体制が変容し、終焉に向かうと動揺を始め、大幅な見直しを余儀なくされることになった。実際、その動揺は1970年代には早くも開始された。すなわち、1960年代後半、ベトナム戦争が激化し、その負担が大きくなるとアメリカはその終結に向けて動き出すことになった。その結果、1972年2月にはニクソン米大統領が中国を訪問、これに衝撃を受けた日本は同年9月、退陣した佐藤の後を追って首相に就任した「親中派」の田中角栄が中国を訪問し、日中両国は国交正常化を果たすことになった⁽²⁴⁾。

日米両国の中国への接近と、その結果としての台湾、南ベトナム両国「切り捨て」に向けての動きは、これら両国と同じく冷戦体制下の最前線に置かれていた「反共主義」国家、韓国を大きく苛立たせた。田中政権期には、金大中拉致事件や文世光事件等も勃発し、日韓関係は大きく悪化した(劉仙姫 2012)。

とはいえ、状況はしばらくの間、一進一退を続

けることになった。その理由は二つあった。一つはこの時期、すなわち、70年代から80年代までの世界においては依然、冷戦体制固有の緊張状態が存在し、日韓には共通の同盟国であるアメリカを挟んで協力する大きなインセンティブが存在したことである。第二の理由はこのような国際情勢においては、かつてより大きく「反共主義」的性格を弱くしたものの、かつての「親韓派」の流れを汲む人々が依然、両国の政権と党内部に存在し、一定以上の影響力を有していたことである。例えば、それは佐藤の外交路線を継承した1970年代の福田赳夫であり、また、1980年代、アメリカのレーガン政権との協力の上で、新たにクーデタにより成立した韓国の全斗煥政権との協力関係構築に成功した中曽根康弘であり、韓国側はこれらの「追加された親韓派」と目された政治家達に期待をかけ、関係を修復することができたからである⁽²⁵⁾。こうして日韓関係は日本側の政権が、「追加された親韓派」と田中らの後を継いで中国との関係を重視する「追加された親中派」が交代に政権を担った結果、悪化と回復が繰り返される状況が出現した。

しかし、このような状況はあくまで過渡的なものにすぎなかった。韓国における1987年の民主化はすなわち、韓国における「反共主義」の時代の終わりを意味しており、その変化は過渡政権的な性格を有した盧泰愚政権を経て、金泳三政権へと移る過程において現実のものとなることになった。日本においては、1980年代に入ると「新中派」に対抗する概念としての、「親韓派」あるいは「新台湾派」という表現は姿を消すこととなり、韓国との関係は竹下登や安倍晋太郎、さらには宮沢喜一といった、当時「ニューリーダー」と呼ばれた世代によって担われるようになった。背景には冷戦の終焉があり、かつてのような「反共主義」的イデオロギーの下での日韓両国の協力という枠組みが既に意味を持たなくなっていたことがあった。

だからこそ、冷戦体制が本格的に姿を消した90年代、日韓基本条約とそれにより支えられた日韓関係が大きな帰路に立たされたこと、そしてそこにおいて植民地支配や領土をめぐる問題に関わる

議論が活発に行われることになったのは、ある程度当然のことと言えた。なぜなら、日韓基本条約とそれに支えられた日韓関係は、そもそもが冷戦体制下における両国の協力のために築き上げられたものであり、そこにおいては両国の良好な関係の妨げとなる問題の多く、例えば日本による朝鮮半島への植民地支配の法的性格や謝罪の問題、さらには竹島／独島をめぐる領土問題等は、実質的に棚上げにされてきたからである。

そしてそのことは言い換えるなら、この日韓基本条約とその付属協定に支えられた体制が、本来はこれらの一連の条約が締結される段階で解決されるべき、脱植民地化に関わる作業を等閑視した上に形作られてきたことを意味していた。この体制がそれでも維持されてきたのは、冷戦下の厳しい国際環境の下、日韓両国、とりわけその最前線に位置した韓国が日本との間の協力を欲したからに他ならなかった。そしてだからこそ、冷戦が終焉したこの段階において、韓国で日韓関係の「意義」を問う声が噴出することになったのは当然のことだったのである。

そしてこのような状況下、日韓基本条約とそれに支えられた日韓関係の再構築の責を担ったのは、日本側においては自民党内「リベラル派」の流れを汲む宮沢政権であり、また韓国においては民主化後初の本格的な「文民政権」となった金泳三政権であった⁽²⁶⁾。注目すべきは、この両者が共に冷戦下の日韓関係を支えた勢力とは、むしろ対抗関係にあった人々であったことである。すなわち、吉田茂から池田勇人、さらには大平正芳へと受け継がれた宏池会領袖の宮沢はとりわけ池田の側近として知られた人物であり、佐藤から福田へと受け継がれた「親韓派」の人脈とは対抗関係にあった。李承晩政権期からの長い議員経験を持つ金泳三は、李承晩、朴正熙、全斗煥と三代にわたった権威主義政権との闘争の経験を持つ政党政治家であり、その政権成立は80%以上の高い支持率を持って国民から歓迎された⁽²⁷⁾。

この両者の関係を考える上でもう一つ重要なのは、その当初は日韓両国の双方が新たな日韓関係の構築と、その前提としての歴史認識問題等の克服に向けて強い意欲を見せていたことである。宮

沢は、1982年の第一次教科書紛争において、「アジアの近隣諸国との友好、親善を進める上でこれらの批判に十分に耳を傾け、政府の責任において是正する」ことを約束した「宮沢談話」を出したことで知られるように、かねてよりアジア諸国との間の歴史認識問題に対して関心を持ち、政権発足以前からその解決のための準備を続けていた⁽²⁸⁾。

そして、1991年、政権発足直後の宮沢政権の前に立ちふさがったのが、慰安婦問題だった。同年8月における金学順のカミングアウト以降、急速に関心を集めることとなったこの問題は同年12月、この金学順ら元慰安婦3名が、軍人・軍属とともに、日本政府の謝罪と補償を求めて東京地裁に提訴することによって、日韓両国間の本格的な外交紛争イシューとして浮上することになった。そして翌年1月の「慰安所 軍関与示す資料」という表題で知られる朝日新聞のスクープとその直後の日韓首脳会談を契機として、宮沢政権はこの問題の解決に向けて動き出すことになる。

他方、1992年12月の大統領選挙にて勝利した金泳三は、政権発足直後より、当時の日韓両国間の最大の懸案であった慰安婦問題に関して、日本側に「物理的要求を行わない」旨を明確にした。先立つ、1992年1月、韓国の前政権である盧泰愚政権は、これまでの慰安婦問題をも含めてあらゆる請求権に関わる問題は、「日韓基本条約とその付属協定により解決済」という姿勢を一変させ、慰安婦問題における「適切な補償など」を日本政府側に求めていたから、金泳三は自ら要求水準を下げて、日本との交渉妥結を目指したことになる。言うまでもなく、この結果、出されることになるのが、慰安婦の募集、移送、管理などが「本人たちの意志に反して行われた」ことを認め、「お詫びと反省の気持ち」を表明した河野談話に他ならなかった。

このような経緯を見て明らかなのは、この河野談話に至るまでの過程において、日韓両国の間で日韓基本条約及びその付属協定の解釈に関わる実質的な再交渉とその画定のための努力が試みられていることである。そしてその結果は明らかであった。すなわち、韓国が日韓基本条約及びその付属協定において、いわゆる「請求権」をめぐる

議論が「物理的要求」としては解決していることを認める一方で、日本側は植民地支配における自国の責任があることを認め、これに「お詫びと反省の気持ち」を表明する。いわば韓国側の請求権の放棄と日本側の謝罪をセットにした解決方法である。これにより、日韓両国は、1965年以前の段階では積み残された朝鮮半島の植民地支配からの「脱植民地化」をめぐる問題に最終的な解決を与えようとしたのである⁽²⁹⁾。

むすびにかえて 保護者を失った日韓基本条約体制

しかし、このような90年代初頭の日韓両国政府の努力が実ることにはなかった。なぜなら、この時に行われた日韓両国間の合意はその後、両国双方の世論や政権によって踏みにじられることになったからである。周知のように、一旦は安定したかに思われた日韓関係は1995年になると、第二次世界大戦終戦50周年を記念して衆議院にて採択された「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」に至るまでの、自社さ連立政権の混乱とその結果としての閣僚と与党有力者からの歴史認識に関わる発言、さらには首相であった村山富市自身の「韓国併合条約は、当時の国際関係等の歴史的事情の中で法的に有効に締結され、実施されたものであると認識をいたしております」という国会での発言等によって新たな危機を迎えることとなった。日本側の相次ぐ歴史認識問題に関わる発言により韓国の政府・世論は反発を強め、日韓関係は大きく悪化した。

2005年には日韓基本条約に至るまでの韓国側外交文書を公開した盧武鉉政権が、慰安婦問題、韓国人被爆者問題、そしてサハリン残留外国人問題を、日韓基本条約及びその付属協定により未解決な問題として公式に位置付け、河野談話の段階でなされた「物理的要求は行わない」という原則を公式に覆す決定を行った。進んで、2011年には韓国憲法裁判所が、慰安婦問題が未解決のままに放置されていることを、行政府による不作為の違憲行為であるとする決定を下し、韓国政府はこの司法部の見解を、外交交渉の場で日本側に直接、突きつけることを余儀なくされた。以後、2018年

10月の元徴用工らをめぐる裁判に至るまで、韓国の裁判所は繰り返し、日韓基本条約とその付属協定に支えられた日韓関係に、変更を迫る判決を出し続けることになる。

90年代初頭の日韓両国間の合意が攻撃に晒されたのは、日本国内においても同様であった。1993年8月6日の河野談話発表は、同年7月21日の衆議院総選挙とその後の多数派工作に敗れた宮沢内閣の総辞職直前の出来事であり、与党内で十分な議論を積み重ねないままの官房長官談話発表という形での問題解決は、当時の自民党内非主流派の間に強い不満を残すこととなった。自らの政治的失策の結果として自民党の分裂をもたらし、政権を失ったにもかかわらず、宮沢内閣の官房長官として要職を占めた河野洋平をはじめとする宏池会の人々が、その後も自民党内で主導権を維持し続けたことに対しても、非主流派の批判は大きかった。こうして慰安婦問題は日本国内においても大きな政治問題へと浮上し、河野談話やそれを支えた政府の認識は繰り返し非難を浴びるようになった。

繰り返されたのは、韓国側においては、「物理的補償を求めない」という原則を変更しようとする動きであり、また日本側においては植民地支配に対して「お詫びと反省の気持ち」を示そうとすることに反対する動きであった。それではこの河野談話を前後する時期の両国政府の合意を打ち壊そうとする動きが進んだ理由は何であり、なぜ両国政府はこれを阻止することができなかったのだろうか。

この点を考える上で参考になるのは、そもそも冷戦期の日韓関係が比較的安定していたのはなぜであったかであろう。すでに述べたように、冷戦期の日韓関係を支えたのは二つの要素、すなわち、アメリカの強いコミットメントと、韓国の権威主義政権と日本の「親韓派」の間での「反共主義」的な紐帯であり、この二つの要素により、両国は歴史認識問題や領土問題に関わる見解の大きな相違にもかかわらず、協力関係を維持することができた。

しかし、90年代以降における状況は異なった。冷戦期とは異なり、アメリカには対立する日韓両

国を仲裁する強いインセンティブはなく、慰安婦に代表される歴史認識問題や竹島／独島をめぐる領土問題等、日韓両国の紛争とは距離を置くようになった。とはいえ、より重要なのは、冷戦以降の日韓両国には、かつての「親韓派」に代表されたような、日韓関係に強くコミットし、これを維持しようとする新たな政治勢力が生まれなかったことである。それは言い換えるなら、90年代初頭の日韓基本条約及びそれに支えられた日韓関係を支える新たに再解釈された枠組み、すなわち、韓国側の「物理的補償」断念と日本側の「お詫びと反省の気持ち」表明という合意を維持するにたる政治勢力が形成されなかったことを意味している。

すなわち、韓国側において重要であったのは、5年1期に任期を区切る憲法体制の中、世論の圧力に抗してでも安定的な日韓関係を維持しようとする政治勢力が形成されなかったことだった。韓国の歴代大統領はその任期末になるとレ임ダック化することを余儀なくされ、盧泰愚から李明博までの歴代大統領はいずれも、就任当初はその経済的、安全保障的重要性を鑑みて日本との関係を重視する姿勢を打ち出したものの、任期末期には世論に押されて日本に対して強硬姿勢を打ち出すことを繰り返した。李明博政権に次いで成立した朴槿恵政権は政権発足当初から慰安婦問題で日本に対して強硬な姿勢を出すに至り、文在寅政権は元徴用工問題の激化にもかかわらず日本との関係改善のための積極的な手を打とうとはしなかった。結果、日韓基本条約とその付属協定に支えられた日韓関係は次第に侵食され、両国は関係の基盤を失うこととなっていった。

韓国側の「物理的補償」断念と日本側の「お詫びと反省の気持ち」表明という、90年代初頭に形成された日韓両国間の合意を尊重する政治勢力が形成されなかったのは、日本においても同様であった。この点において日本で重要であったのは、そもそものこの合意の当事者であった、与党内リベラル勢力の著しい退潮に他ならなかった。すなわち、一時期は自民党の主流を占めた宏池会や経世会といった宮沢、小渕政権を生み出した自民党内のリベラル系勢力は、2000年の小泉純一郎の首相・総裁就任とその政治的ブームの結果、清

和会系勢力を中心とする構造へとそのヘゲモニーを譲り渡した。以後、自民党では清和会、あるいはそれに近い人々による政権が続くことになる。

ここにおいて皮肉なことは、2000年代以降の自民党内において主導権を握った清和会系勢力が、元来は岸や福田赳夫といったかつての「親韓派」の流れを引く人達であったことであり、にもかかわらず、この時期においては歴史認識問題や領土問題等において、韓国に対して強硬な姿勢を取るようになっていったことである。背景にあったのは、冷戦終焉とその結果としての日韓関係の再解釈の結果、彼らにとっての韓国の位置付けが180度変化したことである。すなわち、かつての冷戦体制を前提とした日韓関係において、彼らにとっての韓国は共に冷戦を戦う同志であり、盟友であった。だからこそ彼らは韓国との関係を重要視し、「親韓派」として振る舞った。

しかし、冷戦体制が終焉し、「脱植民地化」に関わる問題を中心に再解釈された新たな日韓基本条約をめぐる合意は、彼らにとって積極的な意味を見出しがたいものであった。そこにおける韓国は日本自らが有するナショナリズムの枠組みに挑戦する存在であり、だからこそ、その主張は否定されるべきものと見なされた。加えて、自らの与党内でのライバルであるリベラル派が韓国との関係を重視したことも彼らがこれに反対する理由になった。冷戦期の「反共主義」的な日韓関係を支えてきた彼らにとって、かつて自らと提携関係にあった権威主義体制とそのイデオロギーの否定の上に成立した民主化後の韓国と、自らと長い対抗関係にある日本のリベラル勢力との間の「合意」は、いわばそれ自身が「敵」と「敵」の合意であり否定されるべきものであったからである。だからこそ彼らは執拗にこの「合意」の中核と目された、河野談話の見直しを目指すこととなった。

そしてこの新たに浮上した保守的な自民党内主流派にとってのもう一つの問題は、たとえ彼らが日韓関係の改善を目指したとしても組むべき韓国側のパートナーが存在しないことだった。彼らが期待したのは、例えば1980年代頃までの韓国に存在したような日本との関係を重視する古い保守勢力であったが、2000年代以降の韓国においてそ

の勢力は急速に失われていった。朴槿恵政権に典型的に見られたように、かつて日本側の「親韓派」と密接な交流を有した韓国の古い「知日派」は2000年代の早い時期までに、そのほぼ全てが政界を引退し、日本政府は交渉の窓口をどこに求めるべきかを見極めることすらできない状況へと立ち至った。

結局、冷戦終焉後に日韓両国の間で進行したのは、かつて日韓基本条約とそれに支えられた日韓関係を支えた両国の勢力が、韓国においては退場し、日本においては逆にこの体制を揺るがす側に回るという状況であった。そして、これを受けて行われた、韓国側の「物理的要求」断念とその見返りとしての、日本側の「お詫びと反省の気持ち」の表明、という「脱植民地化」部分に特化した、日韓基本条約とその付属協定の再解釈の努力は、その政治的庇護者を早期に失い空中分解することになった。こうして韓国側が「物理的要求」の範囲を際限なく拡大する一方で、日本側もまた「お詫びと反省の気持ち」表明の意欲を後退させ、事態がますます混迷を深める状況が出現した。

こうして見ると結局今日の状況は日韓両国の間の冷戦崩壊後の、日韓基本条約とその付属協定の再解釈をめぐる試みと、それを支える政治構造の構築の失敗の延長線上にあることがわかる。この点を確認して、本稿の筆を擱くことにしよう。

〈参考文献〉

（日本語文献）

- 五百旗頭真 1985.『米国の日本占領政策：戦後日本の設計図』中央公論社。
- 石田博英 1963.「保守政治のビジョン」『中央公論』1963年8月1日。
- 太田修 2015.『日韓交渉：請求権問題の研究』クレイン。
- 勝間田清一 1987.『外交・党委員長・国会活動の足跡』日本社会党中央本部機関紙局。
- 城崎鉄平 2015.「日韓国交未成立期（1945～65年）の韓国における日本論：『朝鮮日報』社説を中心に」『北東アジア研究』26、63-89ページ。
- 木村幹 2003.『韓国における「権威主義的」体制の成立：李承晩政権の崩壊まで』ミネルヴァ書房。
- 木村幹 2008.『民主化の韓国政治』名古屋大学出版会。
- 木村幹 2014.『日韓歴史認識問題とは何か：歴史教科書・「慰安婦」・ポピュリズム』ミネルヴァ書房。

- 金恩貞 2018.『日韓国交正常化交渉の政治史』千倉書房。
- 金斗昇 2008.『池田勇人政権の対外政策と日韓交渉：内政外交における「政治経済一体路線」』明石書店。
- 権容奭 2008.『岸政権期の「アジア外交」：「対米自主」と「アジア主義」の逆説』国際書院。
- 杉山正三 1982.『野党外交の証言』ミネルヴァ書房。
- 服部龍二 2011.『日中国交正常化：田中角栄、大平正芳、官僚たちの挑戦』中公新書。
- 森田英之 1982.『対日占領政策の形成：アメリカ国務省 1940-44』葦書房。
- 劉仙姫 2012.『朴正熙の対日・対米外交：冷戦変容期韓国の政策、1968～1973年』ミネルヴァ書房。
- 尹錫貞 2017.「李承晩政権の対日外交—『日本問題』の視点から」慶應義塾大学大学院法学研究科（博士論文）。
- 吉澤文寿 2015.『日韓会談 1965：戦後日韓関係の原点を検証する』高文研。
- 吉次公介 2009.『池田政権期の日本外交と冷戦：戦後日本外交の座標軸 1960-1964』岩波書店。
- 倪志敏 2004.「大平正芳と日韓交渉：「大平・金メモ」の議論を中心に」『龍谷大学経済学論集』43(5)、139-159 ページ。

（韓国語文献）

- 김수자 [キムスジャ] 2005.「대한민국수립직후 민족주의와 반공주의의 형성 과정」『韓國思想史學』25, pp. 365-394.
- 김웅기 [キムウンギ] 2008.「日本の 對韓 ‘賠償 비즈니스’를 둘러싼 韓日 ‘滿洲人脈의 結合과 役割」『정신문화연구』31(3), pp. 131-153.
- 김웅희 [キムウンヒ] 2016.「한일기본조약의 의의와 한계: 한일관계 50 년의 성찰」『일본연구논총』43, pp. 193-216.
- 박진희 [パクジンヒ] 2002.「특집: 식민지 경험과 박정희 시대 한(韓)·일(日) 국교수립 과정에서 한(韓)·일(日)인맥의 형성과 역할」『역사문제연구』9, pp. 133-173.
- 전재호 [チョンジェホ] 2007.「미군정기(1945~1948) 한국의 자유주의: 이승만의 ‘반공적’ 자유주의」『한국철학논집』21, pp. 241-270.
- 전재호 [チョンジェホ] 2011.「한국 민족주의의 반공 국가주의적 성격에 관한 연구: 식민지 시기 ‘부르주아 우파’ 국가형성 초기 ‘이승만 세력’을 중심으로」『社會科學研究』35(2), pp. 117-144.
- 전재호 [チョンジェホ] 2013.「해방 이후 이법석의 정치 이념: 민족주의와 반공주의 중심으로」『社會科學研究』37(1), pp. 37-64.
- 양승태·전재호 [ヤンスンテ·チョンジェホ] 2007.「미군정기(1945~1948) 한국의 자유주의: 이승만의 ‘반

- 공적" 자유주의』『한국철학논집』 21, pp. 241-270.
- 이나미 [イナミ] 2011. 「일제 강점기 및 해방 후 자유주의의 연속성과 변화」『동북아연구』 1621, pp. 155-184.
- 李英石 1978. 『野黨 30年 : 挑戰과 挫折의 발자취』人間.
- 지수걸 [チスゴル] 2017. 「반공 민족주의와 자유민주주의의 기묘한 동거」『내일을 여는 역사』 66, pp. 37-51.

(英語文献)

- Cumings, Bruce 1981. *The Origins of the Korean War, Volume I: Liberation and the Emergence of Separate Regimes, 1945-1947*, Princeton University Press.
- Ettore, Costa, 2018. *The Labour Party, Denis Healey and the International Socialist Movement*, Palgrave Macmillan.
- Goldberg, Sheldon A. 2017. *From Disarmament to Rearmament: The Reversal of US Policy toward West Germany, 1946-1955*, Ohio University Press.
- Kimura, Kan 2019. *The Burden of the Past: Problems of Historical Perception in Japan-Korea Relations*, University of Michigan Press.
- Oh, Bonnie 2002. *Korea Under the American Military Government, 1945-1948*, Praeger.
- (1) 朝日新聞聞蔵Ⅱビジュアル (<http://database.asahi.com/library2/>) より筆者検索 (2019年8月13日アクセス)。なお、本稿における朝日新聞記事は特に但し書きのない限り、上記のサイトによっている。
- (2) 例えば、同じ朝日新聞の例を取れば、2015年2月7日、2016年2月16日、2019年5月27日。
- (3) 判決内容については、「대법원판결 사건 2013 다61381 손해배상(기)」(http://www.scourt.go.kr/sjudge/1540892085928_183445.pdf) 等を参照のこと。
- (4) 言論 NPO「第7回日韓共同世論調査 日韓世論比較結果」(<http://www.genron-npo.net/world/archives/7250.html>) (2019年8月13日アクセス)。
- (5) 例えば、「(時時刻刻) 徴用工、日韓また火種 「解決済み」 ひっくり返す 同様の訴訟への影響必至」、『朝日新聞』2018年10月31日。
- (6) 日韓基本条約についてはこれまでその制定過程を中心に議論が行われてきた。例えば、その代表的な著作として、金恩貞 (2018)、太田 (2015)、吉澤 (2015年) 等を挙げることができる。また、本稿と同一の関心の下に書かれた論文としては、キムウンヒ (2016) がある。
- (7) 朝鮮半島の脱植民地化の特殊性については、木村 (2003) も参照のこと。
- (8) アメリカによる対日占領政策の形成過程については、五百旗頭 (1985)、森田 (1982) 等を参照のこと。
- (9) 米軍政期の韓国における「自由主義」については、ヤンスンテ・チョンジエホ (2007)、イナミ (2011) 等を参照のこと。
- (10) 例えば、「민주 일본 재생. 평화적으로 협력 희망.李大統領과 일본기자 회견」『조선일보』1948年10月22日。なお、本稿における朝鮮日報記事は特に但し書きのない限り、下記のサイトによっている。chosun.com 검색、<http://nsearch.chosun.com/search/totalsearch> (2019年8月29日アクセス)。また、城崎 (2015) を参照のこと。
- (11) 久保田発言とその影響については、金斗昇 (2008: 40 ページ以下)。
- (12) 55年体制成立当初から自民党と社会党の勢力分布には大きな差があり、すでに一部の論者はこの体制成立後最初の総選挙が実施された1958年から「一と二分の一大政党制」という語を用いている (岡 1958: 103)。ただし、日本国内ではこの後も将来的には社会党が勢力を拡大し自民党に勝利する可能性があるのではないかという観測もその後根強く存在したことに注意が必要である。例えばその中でも有名なものとして、石田 (1963) がある。
- (13) 韓国の例については、例えば、「일본의 再무장 방임은 공산주의 방위에 위험.李大통령 미국의 對일본 태도 경고」『조선일보』1949年2月16日。また、「英蘭・米と競り合う 인도네시아의 對日政策 平和批准見込み薄 再武装を警戒」『読売新聞』1952年7月15日、「強力な太平洋同盟 米の構想 日本の参加で“筋金” アジアの疑心を緩和」『読売新聞』1953年10月8日。なお、本稿における読売新聞記事は特に但し書きのない限り、下記のサイトによっている。ヨミダス歴史館、<https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/> (2019年8月29日アクセス)。
- (14) 実際、60年代初頭までのアメリカは日本の中立化の可能性について強い懸念を有していた。この点については、吉次 (2009) を参照のこと。
- (15) この点に対する李承晩政権の懸念については、尹錫貞 (2017) に詳しい。
- (16) この点については、権容奭 (2008) 等によった。
- (17) 以下の池田政権期の対外政策については、金斗昇 (2008)、吉次 (2009)、鈴木 (2013) 等によった。
- (18) 「池田首相、訪米成果を語る 日米協調に確信 記者会見 池田首相」『朝日新聞』1961年7月1日。
- (19) 民主党の旧派と新派については、李英石 (1978) 等を参照のこと。また木村 (2008) を参照のこと。
- (20) 「足なみ乱れる対韓交渉 与党 早期妥結へ独走 外務省 “10月目標” 変えぬ」『読売新聞』1961年5月1日。朴正熙らによる軍事クーデタ前の記事であ

ることに注意。

- (21) この点について従来の研究は、岸信介と朴正熙等を中心とする「満州人脈」の重要性を強調するものが多い。しかし、実際の「親韓派」には岸と並ぶ大立者であった石井光次郎をはじめとする多様な人物が含まれており、その人脈の形成過程については、今後、より詳細な検討が必要であろう（キムウング 2008、バクジンヒ 2002 等）。
- (22) 「大局見誤るな『親韓派』 金事件早期解決こそ真の友好育てる道」『読売新聞』1973 年 8 月 31 日。
- (23) 例えば、社会党の対朝鮮半島外交については、杉山（1982）、勝間田（1987）等を参照のこと。
- (24) 日中国交正常化に至る過程については、服部（2011）等を参照のこと。
- (25) 「首脳会談予定の韓国 不安のまなざし／自民党総裁選挙」『読売新聞』1978 年 11 月 28 日、「鈴木改造内閣 各国の反響 親韓派主要閣僚を歓迎」『読売新聞』1981 年 12 月 1 日、「韓国、中曽根内閣を歓迎 中枢に親韓派 経済協力再開を注視」『読売新聞』1982 年 11 月 27 日、等によった。
- (26) 以下の 1990 年代の日韓関係については、さしあたり、木村（2014）、Kimura（2019）を参照のこと。
- (27) 한국갤럽「데일리 오피니언 제 366 호(2019 년 8 월 2 주) — 경제 전망, 한일 분쟁」(<http://www.gallup.co.kr/gallupdb/reportContent.asp?seqNo=1038&pagePos=1&selectYear=&search=&searchKeyword=>)（2019 年 8 月 13 日アクセス）によった。
- (28) この点については、別著にて詳しく議論する予定である。木村幹・田中悟・金谷民編『平成時代の日韓関係：楽観から悲観への 30 年』ミネルヴァ書房、近刊。
- (29) この点についてある韓国の外交官は「河野談話が出された段階で我々は、慰安婦問題は最終的に解決したと考えた」と述懐している。韓国外交関係者へのインタビュー（2017 年 3 月 16 日、ソウル）。